

社会福祉法人  
猪名川町社会福祉協議会 役員名簿

令和3年6月23日現在

【理事】 定数 7名以上9名以内

※任期(令和3年6月23日～令和5年度に関する定時評議員会の終結まで)

	氏名	よみがな	役職	選出団体
1	亀川 公昭	かめかわ きみあき	理事	自治会長連絡協議会
2	村山 興治	むらやま こうじ	会長	民生委員児童委員協議会
3	坂田 哲啓	さかた あきひろ	理事	医師会
4	安藤 邦美	あんどう くにみ	理事	福祉委員会
5	北上 倫聖	きたうえ みちまさ	副会長	学識経験者
6	紺家 儀二	こんや よしじ	理事	学識経験者
7				
8	大西 崇	おおにし たかし	理事	猪名川町役場
9	飯田 勝美	いいだ かつみ	常務理事	社会福祉協議会

【監事】 定数 2名以内

※任期(令和3年6月23日～令和5年度に関する定時評議員会の終結まで)

	氏名	よみがな	役職	選出団体
1	今村 恵子	いまむら けいこ	監事	民生委員児童委員協議会
2	家門 正幸	かもん よしゆき	監事	税理士

【評議員】定数 14名以上17名以下

※任期(令和3年6月23日～選任後4年以内の終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結まで)

hb	氏名	よみがな	役職	選出団体
1	北山 義和	きたやま よしかず	評議員	自治会長連絡協議会
2	安武 雅子	やすたけ まさこ	評議員	民生委員児童委員協議会
3	北中 昭夫	きたなか あきお	評議員	農業協同組合
4	関根 純子	せきね じゆんこ	評議員	ボランティア代表
5	高岡 美津子	たかおか みつこ	評議員	商工会(社会福祉施設)
6	吉尾 一夫	よしお かずお	評議員	老人クラブ連合会
7	安達 隆	あだち たかし	評議員	医療機関
8	今泉 友幸	いまいずみ ともゆき	評議員	障害者団体(猪名川町ろうあ協会)
9	石井 誠	いしい まこと	評議員	障害者団体(猪名川町身体障害者父母の会)
10	福本 道子	ふくもと みちこ	評議員	障害者団体(猪名川町手をつなぐ育成会)
11	太田 はるよ	おおた はるよ	評議員	子ども会連絡協議会
12	谷口 稔	たにぐち みのる	評議員	福祉委員会
13	鈴木 裕治	すずき ゆうじ	評議員	教育関係
14	和泉 輝夫	いずみ てるお	評議員	猪名川町役場
15	伊藤 茂子	いとう しげこ	評議員	人権同和教育研究協議会
16	板橋 汎子	いたはし ひろこ	評議員	学識経験者
17	関口 捷子	せきぐち しょうこ	評議員	学識経験者

社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成29年6月13日制定  
規 程 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条評議員の報酬等並びに第25条役員等の報酬等に関する事項を規定する。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員及び理事、監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会・評議員会・監事監査に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。ただし、会長及び常務理事は除く。

2 会長及び常務理事の報酬は、別に定める。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、会議等に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(適用除外)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、この規程は適用しない。

(1) 猪名川町の職員

(2) 兵庫県の職員

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成29年6月13日から施行する。

2 「社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規則」（平成16年規則第1号）は、平成29年6月13日をもって廃止する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会会長報酬規程

令和2年4月1日制定

規程 第 2号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

第2条 この規程において会長とは、本会定款（以下「定款」という。）第18条第2項に定める者をいう。

(報酬の支給及び区分)

第3条 会長に、報酬を支給する。

2 会長の報酬は、基本給とする。

(基本給の額)

第4条 基本給の報酬額は、月額30,000円とする。

(支給日と支給方法)

第5条 基本給は、会計年度終了後に一括支給することができる。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(日割り計算と控除)

第6条 月の途中で就任又は退任したときの報酬は日割計算で支給するものとし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(退職手当)

第7条 会長の退任時には、退職慰労金は支給しない。

(旅行にかかる経費)

第8条 会長が会務に係る旅行にかかる経費は、本会旅費規程に規定する額を支給する。

(公表)

第9条 本会、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会常務理事の報酬及び就業等に関する規程

平成23年4月1日制定

規程 第 1 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）常務理事の報酬及び就業等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(常務理事)

第2条 この規程において常務理事とは、本会定款（以下「定款」という。）第18条第3項に定める常務理事をいう。

(報酬の支給及び区分)

第3条 常務理事に、報酬を支給する。

2 常務理事の報酬は、基本給、特別手当とする。

(基本給及び特別手当の額)

第4条 基本給の報酬額は、猪名川町役場の再任用制度の管理職給与（地域手当・管理職手当・通勤手当を含む）に準じた額とする。

2 特別手当の報酬額は、猪名川町役場の再任用制度の管理職の期末手当及び勤勉手当に準じた額とし、毎年6月と12月の2回に分けて支給する。

(支給日と支給方法)

第5条 基本給は、毎月1日から末日までの分を当月の21日に支給する。

2 特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 前各項の支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、その日の前において、その日に最も近い休日でない日とする。

5 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(日割り計算と控除)

第6条 月の途中で就任又は退任したときの報酬は日割計算で支給するものとし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 所得税、社会保険料等は、職員に準じて毎月の報酬から控除する。

(退職手当)

第7条 常務理事の退任時には、退職慰労金は支給しない。

(通勤にかかる経費)

第8条 常務理事の通勤にかかる経費は、その通勤の実態に応じ、本会職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(勤務日数等)

第9条 常務理事の勤務日数は、原則として4週間を通じて15日とし、その振り割りは会長が定める。

(休暇等)

第10条 常務理事の休暇については、本会嘱託職員の雇用に関する要綱(平成16年4月1日制定)の定めに基づいて、会長が別に定める。

(旅行命令)

第11条 常務理事に業務の都合上旅行命令をすることができる。

2 常務理事が前項の規定により旅行をしたときは、速やかに会長に口頭又は文書により会長に復命しなければならない

(公表)

第12条 本会、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第14条 本規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成29年6月13日から施行する

#### 附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する